

南相馬市産業創造センター指定管理者募集要項

令和 8 年 7 月

南 相 馬 市

南相馬市産業創造センター指定管理者募集要項

本要項は、南相馬市産業創造センターの管理運営業務について、指定管理者制度により指定管理者の候補者を選定するために必要な事項を定める。

1 施設の概要

(1) 名称

南相馬市産業創造センター（以下「産業創造センター」という。）

(2) 所在地

南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の245

(3) 施設の設置目的、役割等

令和2年7月に産業創造センターを設置し、市内における新産業の創出及び事業者の育成を目的に、次の事業を実施している。（南相馬市産業創造センター条例第4条）

- ① 起業支援の場所の提供に関すること。
- ② 事業支援に関すること。
- ③ 人材育成に関すること。
- ④ 市内事業者との交流に関すること。
- ⑤ 起業及び事業に関する情報収集及び情報発信に関すること。
- ⑥ その他産業創造センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(4) 基本方針

産業創造センターは、工場区画、事務所区画としての場を提供するだけでなく、創業支援、起業支援、入居者と地元事業者等との交流等を展開することにより、福島ロボットテストフィールドを核とした新産業の創出や人材育成の実現に向けた取組を推進している。

(5) 施設概要（規模、構造等）

敷地面積 4,513.00 m²

A棟	B棟
建築面積 1,133.96m ²	建築面積 513.15m ²
延床面積 1,580.84m ² （鉄骨造2階建）	延床面積 513.15m ² （軽量鉄骨造平屋建）
・事務所区画 8室 ・工場区画 4室 ・会議室 1室 ・事務室 1室 ・面談室 1室	・事務所区画 8室

(6) 運営に係る事項

① 入居者の状況

A棟	事務所区画	8 / 8	工場区画	4 / 4
B棟	事務所区画	7 / 8		
合計	事務所区画	15 / 16	工場区画	4 / 4

※令和8年4月1日現在

② 収支状況及び見込み

収入

(単位：千円)

項目	令和7年度 決算額 入居実績 97.5%	令和8年度 見込額 入居見込み 95.0%
指定管理料	0	0
利用料金	22,357	22,117
その他	5,090	4,280
自主事業	250	—
収入計	27,697	26,397

支出

(単位：千円)

項目	令和7年度 決算額	令和8年度 見込額
人件費	16,092	14,600
報償費	559	595
旅費	380	416
需用費	6,813	6,471
役務費	359	372
委託料	2,543	2,752
使用料・賃借料	924	1,091
備品購入費	27	100
支出計	27,697	26,397

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 休館日

休館日は、原則として毎週土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）とする。

なお、自主事業等による開館については、市と協議のうえ実施するものとする。

(2) 開館時間

開館時間は、午前9時から午後5時までとする。これ以外の業務時間は、指定管理者

の提案に基づき、市と協議し定めるものとする。

なお、工場区画、事務所区画の利用者については、開館、休館等を問わず常時、当該利用区画を利用できるようにするものとする。

(3) 南相馬市情報公開条例の適用

指定管理者は、南相馬市情報公開条例の規定に基づき、公の施設に関する情報の公開を行うために必要な措置を講じること。

(4) 個人情報の保護に関する法律及び南相馬市個人情報の保護に関する法令施行条例の適用

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び南相馬市個人情報の保護に関する法令施行条例の規定に従い、公の施設の管理を通じて取得する個人情報を保護するために必要な措置を講じること。

(5) 関係法令及び条例、規則の順守

指定管理者は、以下の法令等を遵守のこと。

- ア 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法
- イ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法
- ウ 消防法、消防法施行令ほか消防関連法
- エ 南相馬市産業創造センター条例、南相馬市産業創造センター条例施行規則
- オ その他指定管理業務を行うに当たり遵守すべき法令等

(6) 維持管理業務

施設や設備は、その機能と特性を十分に把握した上で全ての施設を清潔に保ち、かつ、その機能を正常に保持するとともに、効率的な運営と必要に応じた保守点検を行うこと。

(7) 運営業務

- ア 利用者に対して公平、かつ、適切にサービスの提供を行うこと。
- イ 利用者の安全対策を第一に運営すること。
- ウ 利用者に対応する時は、明るく挨拶し、親切・丁寧を心がけるように努めること。
- エ 利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映するように努めること。
- オ 施設内を清潔に保つとともに、光熱水費の削減に努めること。
- カ 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

(8) 環境に対する取組

南相馬市環境基本条例を遵守し、環境に配慮した施設管理に努めること。

(9) 業務の委託等

指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、清掃、警備など主要な業務以外の部分的な業務については、市の承諾を得て専

門の事業者に再委託することができる。

(10) S D G s（持続可能な開発目標）に対する取組

施設の管理運営に当たっては、S D G sの理念に沿って取り組むこと。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 産業創造センターの管理及び運営に関する業務

① スタッフの配置

開館時間は最低1名以上を常駐させること。スタッフの目安は次のとおり。

なお、スタッフに対しては、施設の管理運営に必要な研修の実施に加え資質向上のための研修会などに積極的に参加させること。

ア センター長 … 1名 施設の管理及び運営の全般

イ 常勤職員 … 1名 事業支援業務（経理、税、知財等の支援等）

ウ パート職員 … 1名 事務、施設管理等

② 施設及び設備の維持管理に関する業務

ア 保守管理業務

- ・ 仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等が発生しない状態を維持し、かつ、美観を維持すること。
- ・ 建築設備（給配水設備、空調設備、電気設備等）は、日常点検、法定点検、定期点検等を行い、初期の性能を維持すること。
- ・ 点検及び検査に係る業務
 - a 消防設備保守点検業務
 - b 浄化槽保守点検業務
 - c 自家用電気工作物保安管理業務
 - d 工場区画天井クレーンの保守点検業務

イ 施設の維持管理に係る業務

- ・ 警備業務
 - a 火災、盗難等の異常事態の感知
 - b 異常事態感知時における関係先への通知及び連絡
 - c 業務時間外及び閉館日における建築物の機械警備の実施
- ・ 廃棄物管理及び処理業務
 - a 一般廃棄物（可燃物、不燃物等）の収集、管理、運搬及び処分
 - b 産業廃棄物の処分及び処分の代行等
- ・ 敷地内の植栽管理業務
- ・ 敷地内の除草業務
- ・ 敷地内の除雪業務
- ・ その他必要と認められる業務

ウ 設備、備品管理業務

- ・ 施設の運営に支障を来さないよう、施設内の備品管理を行うこと。

- ・ 市が作成する備品台帳に基づき適正に管理を行うこと。
- ・ 破損、不具合が生じた場合には、市に速やかに報告すること。
- ・ 施設内の備品以外に指定管理者が必要とする備品が生じた場合は市に報告し、備品購入についての協議を行うこと。なお、備品は市に帰属するものとする。

エ 清掃業務

良好な衛生環境の確保と美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を適切に行うこと。

- ・ 日常清掃 … 清掃の実施頻度等その内容については、指定管理者が施設の利用頻度に応じて、適切に設定すること。衛生消耗品類は、常に補充された状態にすること。
- ・ 定期清掃 … 指定管理者が施設の利用頻度に応じた定期清掃を行うこと。
- ・ 特別清掃 … 指定管理者は、日常清掃及び定期清掃のほかに必要に応じ特別清掃を実施し、施設の適切な環境衛生及び美観の維持に努めること。

オ 施設敷地内の駐車場の管理業務

適正な管理による敷地及び駐車場の有効活用に努め、事故等が起きないように管理すること。

(2) 南相馬市産業創造センター条例第4条各号に掲げる事業に関する業務

① 起業支援の場所の提供に関すること。

工場区画、事務所区画、会議室、面談室、共用スペース及び施設駐車場を利用者に提供するとともに、施設案内及び利用の手引き等の作成及び配布など、利用者が正しく施設を利用できるよう工夫すること。

② 事業支援に関すること。

- ア 事業に関する相談に対する助言等（関係機関・企業等の紹介を含む）の実施
- イ セミナー等の開催による人材育成等に関する事業支援
- ウ 市内外の企業や関係機関（団体）等との交流イベント等の開催
- エ 国、県、市等の補助制度の活用支援
- オ 事業計画等の相談業務
- カ 資金調達の支援
- キ 販路開拓支援
- ク 株式上場に向けた支援
- ケ 経理、税、情報等に関する業務支援
- コ 知的財産等に関する調査等の業務支援
- サ 関係機関との連絡調整等の支援

③ 人材育成に関すること。

人材育成に関する研修等を実施すること。

④ 市内事業者との交流に関すること。

市内事業者、市内産業団体等と連携を図ることを目的に、連携及び交流を促すイベン

ト等を実施すること。

⑤ 企業及び事業に関する情報収集及び情報発信に関すること。

企業及び事業に関する情報収集を実施し、施設に関する効果的な情報発信をすること。

なお、共用部では、常にインターネットの利用が可能な環境を提供するとともに、セキュリティの担保に努めること。

⑥ その他施設の目的を達成するために必要な事業に関すること。

ア 文書、物品等（郵便物を含む）の管理

イ 管理業務用消耗品（備品）の購入、管理

ウ 利用者の光熱水費等の徴収及び支払い

エ 情報公開請求に関する対応

オ 施設予約、問い合わせ等の対応

カ 施設の利用状況の記録及び管理

キ 施設利用者との各種調整

ク 市町村、各種団体、協議会等との情報交換、連携、連絡調整

ケ 利用者の駐車場及び交通手段の確保に関する支援

コ 各種広報及びPRの実施

サ ホームページの作成及び更新

シ 施設案内パンフレット等の作成

ス 産業創造センター及び入居者に係る視察の調整、対応

セ 自動販売機の設置及び管理

その他、必要な事項については、適宜、市と協議すること。

（３）施設利用の許可等に関する業務

① 施設及び設備等の利用

ア 施設及び設備等の利用申請を受け付け、申請の内容を勘案し利用が適切である場合、利用許可書を発行する。

なお、工場区画及び事務所区画の利用許可については、入居審査会の結果を踏まえ、あらかじめ市の承認を受けること。

イ 利用許可を取り消す必要があると認める場合は、事前に市と協議すること。

ウ 施設利用の状況については、管理台帳で管理すること。

エ 施設及び設備等の利用が終了した場合、原状回復がなされていることを確認すること。

② 備付け備品等以外の設置

利用者が備付け以外の設備、備品、器具等の持ち込み、設置等を希望する場合、適宜、以下の確認を行うこと。

ア 火気等危険物などの使用に係る指導及び届出等の確認

イ 警察及び消防等への諸届出等が必要な場合の指導及び助言

ウ 利用者の持込器材等の搬入搬出時の立会い

(4) 利用料金の徴収に関する業務

- ① 利用者から、利用料金を徴収し、領収書を発行すること。徴収方法は原則、前納とする。
- ② 利用料金の還付が生じたときは、利用者の請求に基づき利用料金の還付を行うこと。
- ③ 利用者数や徴収した利用料金等について、報告書を作成すること。

(5) 利用料金の減額及び免除に関する業務

南相馬市産業創造センター条例施行規則第15条に規定する利用料金の減免申請の処理を行うこと。

(6) 緊急時の対応に関する業務

- ① 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の場合には適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく、市、関係機関に通報すること。
- ② 災害等緊急時の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。
- ③ 消防署等から指摘があった場合は、直ちに改善措置を講ずること。ただし、予算措置が必要となるものについては、市と協議すること。
- ④ 災害時、非常時を想定した避難訓練を実施すること
- ⑤ 危機管理体制を構築し、防災計画、安全マニュアルを作成すること。

(7) その他の業務

- ① 事業計画書、収支予算書及び事業報告書の作成
指定管理者は、毎年度終了後、南相馬市長が定める期日までに事業報告書を市に提出するものとし、報告書の詳細は、市と指定管理者が締結する協定で定めるものとする。
- ② 管理業務月報の作成
指定管理者は、業務の報告書を月ごとに作成し、翌月10日までに市に提出するものとし、報告書の詳細は、市と指定管理者が手結する協定で定めるものとする。

4 指定管理の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）とする。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

5 自主事業

指定管理者は、施設の設置目的を達成するため、本施設を活用し自主事業を実施できるため、自主事業計画書により提案すること。

なお、行政財産の目的外使用に該当する自主事業は事前に市の許可、それ以外の自主事業でも事前に市の承認が必要となる。

- ① 自主事業とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画し行う事業であり、南相馬市産業創造センター条例で定める利用料金以外の料金を参加者等から徴収する事業を

含む。

- ② 自主事業の実施により収入を得た場合は、その収入は指定管理者に帰属する。
なお、実施に要する経費は、指定管理料には含まれない。
- ③ 自主事業実施の可否は、施設の設置目的に照らして市が判断する。設置目的を踏まえてふさわしくない場合、実施の許可又は承認をしないものとする。
- ④ 自主事業が、指定管理業務に支障を来しているとは判断される場合は、自主事業の改善、中止等を命じる場合がある。
- ⑤ 提案する自主事業の実施を市が認めない場合、申請そのものを辞退する可能性がある団体は、必ずその旨を事業計画書に明示すること。

6 利用料金収入の取扱い

- ① 施設の利用料金は、指定管理者の収入として取扱う。
また、指定管理者は、市と利用料金の額の設定に係る協議を行い、南相馬市産業創造センター条例に規定する利用料金の範囲内で利用料金の額を定めることができるものとする。
- ② 南相馬市産業創造センター条例第26条及び同施行規則第15条の規定に該当する場合、利用料金を減額し、又は免除するものとする。
なお、施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、市と事前に協議の上、利用料金の減免の基準を設定することができるものとする。

7 指定管理者と市の責任・危険分担

項 目	指定管理者	市
運営の基本的考え方	◎	○ 条例・規則事項
広報	◎	○ 市広報関係
物価変動	◎	
金利変動	◎	
施設の管理運営	◎	
物品の管理	◎	
必要な消耗品の購入	◎	
備品の購入、修繕（1件30万円未満）	◎	
備品の購入、修繕（1件30万円以上）		◎
備品の管理	◎	
施設の利用許可	◎	○
不服申立、行政財産の目的外使用許可		◎
苦情対応	◎	○

事故・火災対応（利用者の安全確保、避難誘導、被害調査、報告、応急措置）		◎	○
災害復旧			◎
施設及び設備の修繕、改修（1件50万円未満）		◎	
施設及び設備の修繕、改修（1件50万円以上）			◎
利用者に係る施設賠償保険の加入		◎	
第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの	◎	
	上記以外の理由によるもの		◎
施設の火災保険への加入			◎
包括的管理責任			◎

◎印が主たる責任者とし、○印は補完的対応である。

【備品の取扱い】

- ・備品は1物品当たり5万円以上のものとする。
- ・指定管理者は、備品を購入または修繕する必要がある場合は、市に報告するとともに協議すること。
- ・指定管理者は、指定管理料で購入した備品の台帳を整備するものとする。（破損等により廃棄した場合も台帳に記録すること。）
- ・指定管理料で購入した備品の所有権は最終的に市に帰属するものとする。このことから、指定期間が満了する際には、指定管理者と市の間で備品について協議の上、指定管理者は市に対して「寄附申込書」を提出するものとする。

8 実地調査及び実績評価に関する事項

市は、指定期間中に実地調査及び実績評価を実施する。

① 事業報告書の提出

指定管理者は、事業報告書を作成し市に提出すること。

② 実地調査の実施

市は、指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、実地調査を行う。

③ 実績評価の実施

市は事業報告書及び実地調査に基づいて、業務の水準を確認するために実績評価を行う。

なお、実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善がみられない場合、指定を取り消すことがある。

9 指定管理料

市は、指定管理者に対して、施設の管理経費から利用料金を差し引いた額を予算の範囲内で、

指定管理料として支払う。

- ① 指定管理料は、応募団体からの提案額を基本に、市と指定管理者で協議の上、協定で定める。

原則として、四半期ごとに指定管理料を4分割した額を支払うこととする。

- ② 市が支払う指定管理料の参考基準価格は、以下のとおり。

なお、減免による利用料金収入の減収については、指定管理料に当該減収分が見込まれているものとし、補填等の措置は行わない。

令和9年度	1,605,000 円
令和10年度	0 円
令和11年度	0 円
令和12年度	0 円
令和13年度	0 円

※産業創造センターにおいては、年間の利用料金により、大規模な修繕等を除き、管理が可能な状況となっている。令和9年度のみ指定管理料が計上されているものについては、指定管理者の切り替えにより、施設入居者の利用料金の収納に時間を要するため、4月から速やかに業務ができるよう、4月の管理費のみ計上するもの。

【参考 過去3年間の収入総額】

令和6年度	27,426,810 円
令和7年度	27,697,550 円
令和8年度（見込）	26,396,400 円

※参考基準価格

施設の管理運営に当たり「最低限実施すべき業務に必要な経費（支出）」と「利用料金（収入）」との差引額であり、市が指定管理者に支払う「指定管理料」の目安である。

なお、選定に当たっては経費面だけではなく、計画書の内容について総合的な評価を行うことから、応募団体の提案額が参考基準価格を超えても、ただちに不選定とするものではない。

- ③ 各年度の指定管理料の額については、提案額を基に実績を勘案し協議の上、毎年度「年度別協定」において定めることとする。
- ④ 各年度、余剰金が出る場合は、その内容に応じて余剰金の額のうち市と協議し決定した額を市に納入すること。

10 応募資格

- （1）市内に事務所等活動の拠点を有する団体。（指定管理者として指定された後に、市内に事務所等活動の拠点を確保する団体も可とする）

(2) 次に該当する団体は、応募することができない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づき、市の入札に参加できない団体
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定の取消し処分を直近2年以内に受けた団体
- ③ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（市長の兼業禁止）、166条（副市長の兼業禁止）又は第180条の5第6項（委員会の委員の兼業禁止）の規定に抵触することとなる団体
- ④ 市町村税を滞納している団体（法人以外にあっては、代表者が滞納している場合）
- ⑤ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っているもの
- ⑥ 法人格がない団体に当たっては、その代表者が以下のいずれかに該当している場合
ア 法律行為を行う能力を有しない者
イ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- ⑧ 下記の「19 暴力団排除措置」に該当する団体

11 募集要項の配布等

(1) 配布場所及び連絡先

南相馬市役所商工労政課ロボット・次世代産業推進室

住所 南相馬市原町区本町二丁目27番地

電話 0244-24-5326

E-mail robotsuishin@city.minamisoma.lg.jp

＊募集要項や提出書類等の関係書類は市のホームページを確認すること。

市ホームページアドレス：<http://www.city.minamisoma.lg.jp/>

(2) 配布期間

令和8年7月24日（金）から令和8年9月25日（金）まで

（土日祝祭日を除く、午前8時30分～午後5時）

(3) 現地説明会の開催

- ① 日時 令和8年8月18日（火）午後2時から午後4時まで
- ② 場所 南相馬市産業創造センター
- ③ 申込方法 令和8年8月10日（月）までに、上記連絡先へ説明会参加申込書（様式1）を提出すること。

なお、期日までに参加申込書の提出がなかった場合、現地説明会は開催しない。

(4) 募集要項に関する質問受付

- ① 受付期間 令和8年8月25日（火）午後5時 まで
- ② 受付方法 質問書（様式2）に記入のうえ、原則、E-mailで送付すること。

- ③ 回答方法 原則、E-mailで回答

12 申請書の提出先及び提出期限

- ② 提出先 南相馬市商工労政課ロボット・次世代産業推進室
② 提出期限 令和8年9月25日（金）午後5時必着

13 提出書類

以下の書類を各13部（正本1部、副本12部）提出すること。

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- ③ 定款、規約その他これらに類する書類
- ④ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
（法人以外の団体にあっては会則等）
- ⑤ 団体の経営状況等を説明する書類
- ⑥ 市町村税の完納証明書
- ⑦ 宣誓書
- ⑧ 自主事業計画書

14 指定管理者の選定等

（1）指定管理者選定の方式

指定管理者の選定は公募型プロポーザル方式とする。

＊公募型プロポーザル方式

選定する場合において、一定の条件を満たす候補者を公募し、当該業務に係る実施体制、実施方針、プロジェクトに対する提案書の提出を受け、必要に応じヒアリングを実施した上で、提案書の評価を行い、当該業務に最も適した事業者を選定する方式である。

（2）応募団体の審査

南相馬市指定管理者選定審査委員会において、まず書類審査を行い、その後書類審査通過団体によるプレゼンテーションを実施し、それらを総合的に判断して、指定管理者の候補団体（優先交渉権者）を決定する。

なお、書類審査通過団体によるプレゼンテーション審査については、令和8年10月中旬を予定しており、詳細は、後日、対象団体に連絡を予定。

（3）審査結果の通知及び公表

審査結果については、応募書類を提出した全団体に対して通知するとともにホームページへの掲載等により公表する。

(4) 協定の締結

市と優先交渉権者は、細目について協議を行い、仮協定を締結する。仮協定書は、指定議案及び予算の議決後、正式な協定書となる。

15 選定基準等

(1) 選定基準（指針内容）

- ① 利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- ② サービスの向上を図ることができるものであること。
- ③ 管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- ④ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ⑤ 地域住民、市内事業者や行政との連携を図ることができるものであること。
- ⑥ 業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- ⑦ 事故災害等における利用者への安全かつ安心な避難など危機管理体制が確立していること。
- ⑧ その他公の施設の性質又は目的に応じて市長が定める基準。

(2) 審査項目

(1)－①関係

- ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針の実現
- イ 平等な利用を図るための具体的手法

(1)－②関係

- ア 施設効用の最大化を図るための具体的手法
- イ 利用者に対するサービス向上を図るための具体的手法

(1)－③関係

- ア 施設の管理運営に係る経費の縮減
- イ 経費縮減に係る対策及び創意工夫

(1)－④関係

- ア 安定的な運営が可能となる人的能力
- イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
- ウ 安定的な運営が可能となる財政的基盤
- エ 類似施設の運営実績

(1)－⑤関係

- ア 利用者、地元企業等の要望把握、改善体制

(1)－⑥関係

- ア 個人情報の保護の措置

(1)－⑦関係

16 業務引継

指定管理に指定された後、速やかに事務引継を実施すること。

なお、令和9年3月31日以前に、引継のために要した費用は、指定管理者の負担とする。

17 応募に際しての留意事項

- ① 提出書類の内容を変更できないものとする。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- ③ 書類提出後に辞退をする場合、辞退届を提出すること。
- ④ 応募に関する必要経費は、応募団体の負担とする。
- ⑤ 提出書類の権利は、応募団体に帰属する。ただし、市が指定管理者の決定の公表の際に必要な場合は、資料を利用できるものとする。

なお、提出書類は、南相馬市情報公開条例に基づく情報公開の対象となり、また、提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。

- ⑥ 応募団体は、指定管理者選定審査委員会の委員及び本件に関係する市職員への不正な接触を禁じ、不正な接触の事実が認められた場合、失格とする。
- ⑦ 重複提案は禁止するものとし、一団体につき、1つの提案のみ認める。

18 指定管理者の取り消し等

指定管理者の優先交渉権者が、正当な理由なく仮協定の締結に応じない場合、事業の履行が確実でないと認められる場合、又は、著しく社会的信用を失うこと等により指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定管理者の指定の決定を取り消すことがある。

19 暴力団排除措置

指定管理者の指定を受けようとする団体又は指定を受けた団体等の役員等（法人にあっては、は非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等をいう。以下同じ。）が次のいずれかの事項に該当すると認められた場合は、当該団体について指定管理者の指定を行わないこととし、また、指定後に該当する事態となった場合は、指定の取り消しその他必要な措置を講ずるものとする。

- ① 暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- ② 暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。）第1号各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。
- ③ 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。

- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第8号に規定する準暴力的不法行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。
- ⑤ 暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。
- ⑥ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。
- ⑦ 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。
- ⑧ 暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約や資材等の購入計画を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。
- ⑨ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

20 その他

（1）事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 指定管理者の責めに帰すべき理由により業務の継続が困難になった場合は、市は、指定の取り消しができるものとする。その場合、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。

なお、この場合において、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとする。

- ② 災害その他の不可抗力など市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない理由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないとき市は、協定を解除できるものとする。

なお、この場合において、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとする。

（2）協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとする。